

1. 過去 20 年間の人数の推移

2012 年末現在の就業歯科衛生士は 108,123 人で、2010 年末に 10 万人を越したが、医療現場の慢性的な歯科衛生士不足は続いている。就業場所では、「診療所」が 98,116 人（90.7%）と最も多く、次いで「病院」5,210 人（4.8%）で、臨床の場に勤務している者が多く、構成比は 20 年前とほとんど変わらない。年齢階級別では「25～29 歳」が 20,650 人（19.1%）と多く、25 歳以上の年齢階級が増加している。特に 50 歳以上が 1992 年末の 2.3% から 14.0% に増加し定着率が高くなっている。歯科衛生士名簿登録者数は、2013 年 3 月 31 日現在で都道府県からの引き継ぎ件数（110,259 人）を含めて、243,337 人（歯科医療振興財団調べ）である。男性の歯科衛生士は、1983 年に初めて千葉県で誕生しその後、僅かではあるが 2012 年 6 月 30 日現在で 43 人、翌 2013 年 6 月 30 日現在で 49 人と 6 人増えている。男性が少ないのは、現場がほとんど歯科診療所であること、職業認知が低いこと等が考えられる。

(1) 文部科学省と厚生労働省の役割

養成機関には、文部科学大臣が指定するものと厚生労働大臣が指定するものとがあり、前者を「学校」、後者を「養成所」と呼称している。養成機関の指定は、両省の 1950 年に定められた「歯科衛生士学校養成所指定規則」がある。2004 年に「歯科衛生士学校養成所指定規則」が改正され、修業年限が 3 年以上となり、5 年の経過措置を経て 2010 年にすべての養成機関が 3 年以上の教育となった。これに伴い、これまでの「歯科衛生士養成所指導要領」および「歯科衛生士養成所教授要綱」が 2005 年 4 月 1 日（経過措置期間

2010 年 3 月）をもって廃止となり、厚生労働省は新たな「歯科衛生士養成所指導要領」を定めている。

(2) 免許制度と免許試験制度

免許は、1948 年に制定の歯科衛生士法に基づき、歯科衛生士国家試験が実施され、試験に合格後の登録申請により、歯科衛生士名簿に登録され、厚生労働大臣名の歯科衛生士免許（免許証）が交付される。試験の受験資格は、国内では厚生労働大臣および文部科学大臣が指定する養成機関を卒業することにより付与される。試験は、1992 年から全国统一した出題基準に基づく試験となり、出題範囲は基礎分野、専門基礎分野、専門分野まで幅広く出題されている。

試験の実施および免許登録に関する事務は、1991 年 6 月までは都道府県であったが、法の改正により、指定登録機関である一般財団法人歯科医療振興財団が、1991 年 7 月に都道府県から歯科衛生士名簿を引き継いで行っている。試験の出題基準は、歯科衛生士に求められる教育内容と社会の要請に基づいて、節目ごとに見直されている。2011 年春の改定では、修業年限が 3 年以上になったことを受け、歯科衛生士概論をはじめ新たな試験領域が加わり、出題数が 200 問から 220 問に改定された。試験の名称については、1989 年の法の改正では「歯科衛生士試験」のまま規定されたが、2009 年の歯科衛生士法の改正により「歯科衛生士国家試験」に改められた。

2. 従事する業務内容と従事する医療現場

歯科衛生士の 90% 以上が歯科診療所、病院に勤務しているが、派遣され居宅などで業務をする歯科衛生士が増えている。歯科衛生士の法的業務には、歯科予防処置、歯科診療の補助および歯科保健指導がある。歯科予防処置では、う蝕や歯周

^{*1} Dental Hygienist

^{*2} Hiroko Matsuda 鶴見大学短期大学部

病の歯科疾患の予防処置を主な業務とする。歯科保健指導では、専門的立場からライフステージに応じた歯科保健の正しい知識や技術を提供し、健康教育を通して人々の生涯にわたる健康をサポートし、生活の質の向上（QOL）を目指せるように支援、援助することを業務としている。医療現場では、このほか様々な業務を歯科診療の補助として行っている。歯科診療の補助は歯科医師の指示により業務を行うが、業務の範囲が広く医行為の包括的補助業務を指し、既定の業務ではないので現場の状況に応じた対応が必要となる。一方、人々との生活スタイルの多様化が進むなかで、医療人としての良識、倫理観や豊かな人間性を身につけた専門職が求められている。

3. 歯科衛生士法

歯科衛生士法は1948年に制定された。1949年に歯科衛生士の養成教育が1年制が始まり、1950年に歯科衛生士試験が実施され、日本で最初の歯科衛生士が誕生した。法の制定当初の業務は歯科予防処置のみであったが、1955年に「歯科診療の補助」が追加された。1988年に教育が2年制となり、1989年には議員立法により歯科衛生士法が改正され、業務に「歯科保健指導」が追加され、厚生労働大臣による試験、免許となった。その後、2010年に教育が3年制となり、試験の出題基準も見直された。現在は、業務の進展により歯科衛生士法第2条の文言改正の早期実現を目指している。

(1) 教育機関の数、国公立別

養成機関は、文部科学大臣が指定する「学校」および厚生労働大臣が指定する「養成所」を含め現在、全部で156校ある。種別で見ると、「養成所」128校（うち公立8校）、「学校」28校で専修学校7校、短期大学13校（うち公立1校）、4年制大学8校（うち国立4校、公立3校）あり、短期大学1校は2013年から募集停止となっている。養成機関はほぼ毎年増加しているが、学生募集を停止するところもあり、総数に急激な変動はない。養成機関の増設は養成所が多く、大学、短期大学もわずかではあるが伸びている。大学4校には大学院があり、歯科衛生士で博士号を取得す

る者が増えている。短期大学でも学位授与機構による認定専攻科（1年）を設置している学校が4校あり、専攻科を卒業すると学士（専攻分野）の学位が与えられるなど、教育の高度化が進んでいる。

(2) 卒前教育課程

2013年3月からは、すべての養成機関で3年以上の養成教育を受けた卒業生が社会に巣立った。3年制への動きは、1998年頃より始まったが進まず、法制化を待たずに2001年に養成校が3年制に移行したことを契機に、3年制への移行が始まり、2004年には、4年制大学が2校（国立）設置され、現在8校ある。養成校では、2003年に夜間部（3年制）での養成教育が始まり、現在10校ある。夜間部を問題視する声はあるが、学生募集との絡みもあり増える傾向にある。内訳は、北海道1校、千葉県1校、東京都6校、大阪府2校で、設置者は医療法人3校、学校法人7校となっている。

4. 卒後研修制度の有無と主なキャリアパス

歯科衛生士の養成教育カリキュラムは、時間数にして約60～70%が専門分野の演習・実習系科目や、臨地・臨床実習などの技術修得に充てられ、卒業後直ちに臨床の場で実務にあたることになる。歯科衛生士には、医師や歯科医師にある卒後研修制度はない。歯科衛生業務を行うには年々要求される知識・技術が高度化し、業務遂行も複雑化していることから、自主的な卒後研修が必要になっている。

日本歯科衛生士会では生涯研修制度を設けて研修会を開催し、国立保健医療科学院による「歯科衛生士研修」、歯科医師会開催の「感染症予防講習会」、全国歯科衛生士教育協議会開催の「歯科衛生士専任教員講習会（予防・在宅歯科医療等対応教員養成講習会）」などがある。研修会には厚生労働省が関与しているものもあるが、参加者資格や募集人員の制限で、すべての歯科衛生士が受講できないものもある。教育では、卒業生を対象にした生涯研修等のほか、短期大学の専攻科、4年制大学への編入、大学院への進学など高度教育

への道が開き、教育の高度化が進んでいる。

このほか、業界では社会的ニーズを反映して、歯科衛生士を対象にした研修が多数存在し、研究活動としては、日本歯科衛生学会、日本歯科衛生教育学会がある。

5. 学会による専門認定制度

日本歯科衛生士会に「認定歯科衛生士制度」があり、特定する専門分野において高度な業務実践の知識・技術を有すると認められた歯科衛生士を認定している。認定には日本歯科衛生士会の生涯研修制度による認定研修の修了者（認定分野A）、および日本歯科衛生士会が指定・委託する専門学会等から推薦され者（認定分野B）が、認定歯科衛生士審査に合格すると認定証が交付される。この認定は、日本歯科衛生士会の会員でなければ認定は受けられない。教育でも全国歯科衛生士教育協議会が「歯科衛生士専任教員認定制度」により、専任教員を対象に「歯科衛生士（教育）」認定証を交付している。認定には、指定の講習会ⅠからⅤを受講した者に対して審査を行い、要件を満たしている者に付与される。この認定は、養成機関の専任教員でなければ認定は受けられない。このほか専門学会独自で歯科衛生士の認定制度を定めて認定している学会もある。

6. 教育について話題とされていること

全国歯科衛生士教育協議会では、2004年度で「歯科衛生士養成所教授要綱」が廃止されたことから、3年制教育に向けて教育の標準化を図るために、2012年3月に「歯科衛生学教育コア・カリキュラム－教育内容ガイドライン」を作成し、養成機関に配布した。活用にあたり、養成機関から臨地・臨床実習の施設等の確保ができないなどの課題が寄せられ、見直しが必要となっている。また、大学や短期大学ではすでに実施しているが、養成所や専修学校での自己点検評価が必要になり、その実施に向けての検討が課題となっている。さらに専門領域の教育では、歯科衛生業務の

専門性の向上と体系化、体系的教育研究による歯科衛生学の学問分野の構築など、多くの課題がある。

■文 献

- 1) 厚生労働省. 平成24年衛生行政報告例（就業医療関係者）結果の概況、統計表一覧 p.12 - 13 統計表 3-4, 2011.07.12.
- 2) 文部省・厚生省令第1号. 歯科衛生士学校養成所指定規則 1950.2.17, 最終改正. 文部科学省・厚生労働省令第2号, 2010.4.1.
- 3) 財団法人歯科医療振興研修財団. 歯科衛生士試験出題基準 2003年6月, 2003.6.
- 4) 財団法人歯科医療振興研修財団. 平成19年度版 歯科衛生士試験出題基準, 2007.3.
- 5) 財団法人歯科医療振興財団. 平成23年度版 歯科衛生士国家試験出題基準, 2011.3.
- 6) 財団法人歯科医療振興財団. 平成24年度事業報告, 2013.06.
- 7) 全国歯科衛生士教育協議会. ベーシック・モデル・カリキュラム, 2010.3.31.
- 8) 全国歯科衛生士教育協議会. 歯科衛生学教育コア・カリキュラム－教育内容ガイドライン－, 2012.3.12.
- 9) 日本歯科衛生士会. 歯科衛生士のあゆみ－日本歯科衛生士会60年史, 医歯薬出版, 東京, 2012.4.12.
- 10) 文部科学省. 文部科学大臣指定（認定）医療関係技術者養成学校一覧（平成25年5月1日現在）, 文部科学省ホームページ, <http://www.mhlw.go.jp/>, アクセス 2014.01.03.
- 11) 地方厚生（支）局. 歯科衛生士養成所の一覧, 北海道厚生局, 東北厚生局, 関東信越厚生局, 東海北陸厚生局, 近畿厚生局, 中国四国厚生局, 九州厚生局の各ホームページ, <http://www.kouseikyoku.mhlw.go.jp/>, アクセス 2014.01.15.
- 12) 日本医学教育学会. 医学教育白書 2010年版, 歯科医学教育の動向. 篠原出版新社, 東京, 2010.7.30.
- 13) 日本医学教育学会. 医学教育白書 2006年版, 歯科医学教育の動向. 篠原出版新社, 東京, 2006.7.31.

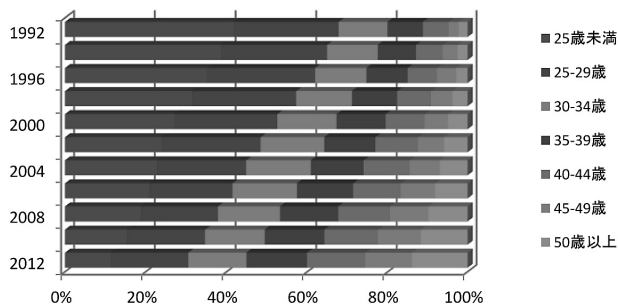


図1 年次別 年齢階級別にみた就業歯科衛生士

出典：厚生労働省 年別 保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）結果（就業医療関係者）の概況

表1 就業場所別にみた就業歯科衛生士の年次推移

年度末調査

	平成4年	平成6年	平成8年	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年
	1992	1994	1996	1998	2000	2002	2004	2006	2008	2010	2012
歯科衛生士総数	44,219	48,659	56,466	61,331	67,376	73,297	79,695	86,939	96,442	103,180	108,123
診療所	38,966	43,080	50,403	54,497	60,428	65,761	71,961	78,519	87,446	93,824	98,116
病院	3,002	3,103	3,288	3,575	3,604	3,881	3,903	4,217	4,536	4,848	5,210
市町村	462	600	799	1,427	1,481	1,613	1,682	1,751	1,918	1,978	2,033
保健所	686	765	781	593	634	648	634	518	615	615	631
事業所	252	204	197	235	204	352	371	464	495	488	522
介護老人保健施設	4	3	2	14	27	54	83	173	241	244	366
養成機関	592	540	561	587	574	550	610	685	703	749	786
その他	255	364	435	403	424	438	451	612	488	464	459

出典：厚生労働省 年別 保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）結果（就業医療関係者）の概況

表2 年次別 年齢階級別にみた就業歯科衛生士数

年度末調査

	25歳未満	25-29歳	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50歳以上
2012（平成24）	12,369	20,650	15,546	16,226	15,478	12,664	15,190
2010（平成22）	15,932	19,843	15,266	15,224	13,637	11,172	12,106
2008（平成20）	18,154	18,338	14,849	13,904	12,313	9,337	9,547
2006（平成18）	18,286	17,754	13,893	12,093	10,228	7,549	7,136
2004（平成16）	18,244	17,475	12,779	10,395	9,145	6,040	5,594
2002（平成14）	17,628	17,849	11,596	9,272	7,753	4,822	4,377
2000（平成12）	18,372	17,046	9,899	8,190	6,532	3,973	3,364
1998（平成10）	19,330	15,753	8,493	6,915	5,165	3,300	2,375
1996（平成8）	19,960	15,009	7,193	5,803	4,123	2,749	1,629
1994（平成6）	18,832	12,738	6,124	4,660	3,222	1,825	1,258
1992（平成4）	18,514	11,450	5,371	3,925	2,818	1,139	1,002

出典：厚生労働省 年別 保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）結果（就業医療関係者）の概況

表3 歯科衛生士学校養成所の校数及び入学定員数

設置者	国立		公立		私立		総数	
	校数	入学定員	校数	入学定員	校数	入学定員	校数	入学定員
大学	4	77	3	80	1	50	8	207
短期大学	0	0	1	40	12	930	13	970
専修学校	0	0	0	0	7	330	7	330
養成所	0	0	8	244	120	5969	128	6,213
養成所 夜間部併設	0	0	0	0	(10)	532	(10)	532
計	4	77	12	364	140	7,811	156	8,252

	都道府県	3年課程											4年課程			
		養成機関 (総数)						専修学校		短期大学			大学			
			数	公立	私立	昼間部	夜間部	数	私立	数	公立	私立	数	国立	公立	私立
1	北海道	11	10	1	9	10	1	1	1							
2	青森県	2	2		2	2	0									
3	岩手県	1					0	1	1							
4	宮城県	3	3		3	3	0									
5	秋田県	1	1		1	1	0									
6	山形県	1	1		1	1	0									
7	福島県	3	3	1	2	3	0									
8	茨城県	3	3		3	3	0									
9	栃木県	3	3	1	2	3	0									
10	群馬県	4	4		4	4	0									
11	埼玉県	4	3		3	3	0						1		1	
12	千葉県	4	1		1	1	1	2	2				1		1	
13	東京都	15	12		12	12	6	1	1	1		1	1	1		
14	神奈川県	6	4		4	4	0			2		2				
15	山梨県	1	1		1	1	0									
16	長野県	4	4	1	3	4	0									
17	新潟県	3					0			2		2	1	1		
18	富山県	1	1		1	1	0									
19	石川県	1	1		1	1	0									
20	岐阜県	3	1	1		1	0	1	1	1		1				
21	静岡県	5	4		4	4	0			1	1					
22	愛知県	7	6		6	6	0			1		1				
23	三重県	3	3	1	2	3	0									
24	福井県	1	1		1	1	0									
25	滋賀県	1	1	1		1	0									
26	京都府	2	2		2	2	0									
27	大阪府	11	9		9	9	2	1	1	1		1				

	都道府県		3 年課程										4 年課程				
			養成機関 (総数)					専修学校		短期大学			大学				
				数	公立	私立	昼間部	夜間部	数	私立	数	公立	私立	数	国立	公立	私立
28	近畿	兵庫県	4	3	1	2	3	0			1		1				
29		奈良県	1	1		1	1	0									
30		和歌山県	1	1		1	1	0									
31	中国	鳥取県	1	1	1		1	0									
32		島根県	1	1		1	1	0									
33		岡山県	4	3		3	3	0			1	注	1				
34		広島市	5	4		4	4	0						1	1		
35		山口県	1	1		1	1	0									
36	四国	徳島県	4	3		3	3	0						1	1		
37		香川県	3	3		3	3	0									
38		愛媛県	2	2		2	2	0									
39		高知県	1				0			1		1					
40	九州	福岡県	7	5		5	5	0			1		1	1		1	
41		佐賀県	2	2		2	2	0									
42		長崎県	3	3		3	3	0									
43		熊本県	3	2		2	2	0						1			1
44		大分県	2	2		2	2	0									
45		宮崎県	2	2		2	2	0									
46		鹿児島県	3	3		3	3	0									
47		沖縄県	2	2		2	2	0									
			156	128	9	119	128	10	7	7	13	1	12	8	4	3	1

資料：文部科学省 文部科学大臣指定（認定）医療関係技術養成学校一覧 2013年5月30日現在

厚生労働省 - 地方厚生（支）局 歯科衛生士養成所の一覧 2013年4月1日現在

（四国・九州は7月現在）

注：入学定員は、2013年募集停止の短期大学1校を除く